

神奈川県立神奈川近代文学館
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和2年5月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎一柳 廣孝	横浜国立大学教授	文学（学識経験者）
藏本 隆	公認会計士	財務審査（経理識見者）
○西郷 公子	神奈川新聞社論説委員	マスコミ（行政識見者）
鈴木 靖	新宿区立漱石山房記念館長・学芸員	文学館運営（事業精通者）
田沼 光明	横浜学園理事長	利用者（施設利用者）
蜂谷 太一	社会保険労務士	労務関係（労務管理識見者）

2 スケジュール

令和元年10月25日	第1回委員会開催（施設の管理運営状況の総括の確認、選定基準(案)の意見聴取・協議)
令和2年1月22日	非公募により公益財団法人神奈川文学振興会を相手方として、申請要項を提示、質問の受付開始
令和2年3月9日	質問受付終了
令和2年3月23日	申請受付終了
令和2年4月15日 ～5月20日	第2回委員会書面開催（申請書類の評価点等を協議）

3 評価の実施方法

(1) 会議の公開・非公開について

神奈川県情報公開条例第25条第1号「非公開情報が含まれる事項について調停、審査、調査等を行うとき」に該当すると判断し、第1回委員会及び第2回委員会の協議・評価については、非公開とした。

(2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

申請書類の受理後、国際文化観光局文化課において資格審査及び申請内容の確認を行い、申請団体が神奈川県暴力団排除条例の規定に抵触しないことを確認するため、神奈川県警察本部へ照会等の資格審査を行うとともに、第2回委員会にて書面による協議・審査を行った。

(3) 委員会の評価点の決定方法について

選定基準に基づき、委員会委員による仮採点を行った後、各委員にメールでの確認の上、委員会としての評価点を決定した。

4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所	
Ⅰ サービスの向上(50)	(1) 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	条例第2条 条例第5条 第1号 規則第3条 第2号	様式2 I-1 様式4	
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方 施設及び設備の老朽化への計画的な対応についての考え方 	5	条例第5条 第2・3号 規則第3条 第1号	様式2 I-2	
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	資料の調査・収集・整理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集の方針等 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 資料の整理保存の方針等 	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 障がい者への配慮(手話言語条例への対応など) 施設の特徴をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 利用料金の設定、減免の考え方 	30	規則第3条 第2号	様式2 1-3
		展示・閲覧等に関する業務					
(4) 事故防止等安全管理	通常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 通常指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 	5	条例第5条 第2号	様式2 I-4		

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所
		緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 			
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用、地域との協力度体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ・教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容 	5	規則第3条 第2号	様式2 I-5
管理経費の節減等 (25)	(6) 節減努力等 ^{※1}	<p>(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設)</p> <p>「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額</p> <p>×25</p> <p>提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)</p> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間の総額とする。</p> <p>注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>		25	条例第5条 第4号	様式3 (様式2) II-1 ※記載がある場合
団体の業務遂行能力 (25)	(7) 人的な能力、執行体制	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・業務を執行するための法人としての専門性等の状況 	5	条例第5条 第3号 規則第3条 第1号	様式2 III-1
	人材育成、労働環境確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 				

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準 (条例、規則)	評価の対象とする 申請書類 の該当箇所
	(8) 財政的な能力	財政状況	<ul style="list-style-type: none"> 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	条例第5条第4号	様式2 様式3 決算諸表等
	(9) コンプライアンス、社会貢献	コンプライアンスのための体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） 	5	条例第5条第2号	様式2 III-3
環境への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 				
障がい者等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進の考え方と実績、法定雇用率の達成状況等 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 手話言語条例への対応 				
社会貢献活動等への取組		<ul style="list-style-type: none"> 外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 				
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	条例第5条第2号	様式2 III-4
	(11) これまでの実績	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> これまでの管理運営等の実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	条例第5条第3号	様式2 III-5

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川文学振興会（横浜市）	48	25	23	96

6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益財団法人神奈川文学振興会
-----	----------------

(1) 提案の概要

（利用者サービスの向上について）

【指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等】

○運営方針、考え方

《重点ポイント》

- ・すべての層に開かれた文学館を目指して、年齢層や専門度などに応じた文学に親しむ機会の提供。幅広いジャンルのイベント開催、バリアフリーへの配慮等を通じ老若男女あらゆる層が文学に親しめるようなサービス向上に努める。
- ・一層の外部連携の促進のため、県内の小・中・高校や近隣施設との連携強化、ネット企業との連携、アニメやライトノベル等の制作会社との連携による若年層動員、国内文学館との交流の促進を図る。
- ・画像アーカイブの構築、インターネット公開、学校教育での活用による、館蔵資料のさらなる活用を行う。

《基本スタンス》

- ・資料の収集・整理・保存・公開を継続し、展覧会や講演会、朗読会などのイベントを開催する。

○業務委託についての考え方

- ・専門性の高い分野については外部へ委託し、根幹業務については職員のノウハウやスキルを活かし、高いレベルのサービスを提供する。
- ・専門性の高くない一般的な業務については、環境への配慮や障がい者雇用を適正に行う企業を優先し、適切な業者を選定する。

【施設の維持管理】

- 施設の公共性を従事者全員が認識し、利用者にとって最良な環境を維持しつつ、効率的な運営によって経費節減について努力する。
- 開館日及び開館時間について、利用状況に合わせた柔軟な運用を行い、貸館手続きの簡略化による利便性の向上や、高齢者に配慮した個別対応等の利用者の立場に合わせた柔軟な対応を継続する。
- 資料の保存・展示環境の維持管理についての考え方
 - ・資料の保存については、貴重な資料を後世に確実に残すため、新技術の吸収に努め、そ

の性質に適した保存方法を取り、環境を整備する。

- ・展示については、観覧者の利便性を確保しつつ資料への負担を最小限に抑えた環境を整える。
- 施設の老朽化については、増収益を経費に充てて予防的な修繕を実施し、施設の長寿化を図る。

【利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金】

○資料の収集・整理保存について

- ・資料の収集は、今後も寄贈中心による収集を継続し、神奈川ゆかりの作品、児童文学及び大衆文学資料の充実を図る。
- ・寄贈者との信頼関係の継続に向け、管理体制の充実・強化に努め、著作権、個人情報の保護に配慮する。
- ・整理保存は、収蔵スペースの有効な利用を図るため、図書館等と連携し共同受贈を進める。専門的なニーズにも対応可能な検索データベースの充実を図り、デジタルデータ原稿の整理保存も行う。防災対策を強化し、保存方法の研究等も重ねていく。

○事業の実施について

- ・春と秋の特別展を中心に、年間を通じて魅力的な催事を実施する。商業ベースでは出来ない企画で差別化を図り、教育機関や民間企業とも積極的に連携・コラボレーションを図る。
- ・事業内容は、集客を目指す展示（人気作家の個人展、幅広い年齢層を意識した企画）、独創性のある展示（独自のテーマ展等）、神奈川近代文学館ならではの展示（文学愛好家を引きつける作家の個人展等）などを企画・実施する。また、外部との共催を推進し、パッケージ展の全国の文学館等への提供や、学校との連携を強化する。
- ・コミックやアニメ、映画等の他分野と連携や、中・高生向け行事の充実により若年層集客の取組を強化する。

○広報・PR活動は、交通広告等の継続やマスコミとの連携による広報に努め、地域の情報誌等への働きかけなど、広報手段の充実を積極的に行う。

○利用者ニーズ・苦情の把握及び事業等への反映の仕組みについて

- ・来館者アンケート、利用者満足度調査、友の会の集い等により利用者の意見を把握する。
- ・来館者意見については総務課が集計・報告を行い、事務局で集計結果を受けた企画立案を行う。
- ・理事会、懇話会での審議を経て、正式な企画及び予算案を作成する。

○障がい者への配慮については、車いすの貸出しや手話通訳の派遣等の対応により利用促進を図っている。

○自主事業は、機関誌の刊行と配布、各種講座や映画上映会等のイベント開催、「かなぶんキッズクラブ」と題した子ども向けイベントの強化、継続を図る。また、友の会、支援する会文学懇話会の活動やバックヤード見学などの取組を行う。

○料金設定・減免の考え方

- ・条例や規則の範囲内で、収支バランスや類似施設の料金等を参考に設定する。
- ・若年層や高齢者には過度の負担を求めないよう配慮している。
- ・減免基準に従い、中学生以下無料、高校生及び大学生の授業利用や、障がい者とその介護者などの料金を減免している。

【事故防止等安全管理】

- 通常業務に関しては、安全を最優先し、資料の盗難・汚損・破損防止（施錠・入退室管理の徹底、資料棚の落下防止ネット設置、照明のLED化推進等）や、利用者に係る事故防止（床のノンスリップ加工、ガラスの飛散防止等）を実施している。
- 緊急時の対応については、「危機管理マニュアル」及び各種防災マニュアル（特に地震については「激震発生当日マニュアル」）を作成し、各マニュアルには職員全員の役割を記載している。防災訓練を年2回以上実施し、防災意識を高めている。

【地域と連携した魅力ある施設づくり】

- 地域との連携
 - ・山手地区の類似施設や洋館、中区・西区の博物館・美術館、元町商店街、横浜中華街等と連携し、周知・集客を図る。
 - ・県博物館協会及び県図書館協会と連携し、地域に密接した共同事業の可能性を探る。
- 教育機関等との連携は、県内の小・中・高等学校におけるパネル展の実施や授業での活用、教員向け研修の実施、県高等学校文化連盟図書館部門とのイベント共催、県内外の大学からの実習生受入等により文学館への理解を深め、利用促進を図る。
- 地元企業への業務委託の方針については、県内事業者の育成に協力するため、委託業務の大半を地元企業に発注するとともに、入札等の業者選定に関しては環境問題や障がい者雇用などに積極的に取り組む県内企業を優先して指名を行う。

（管理経費の節減等について）

○提案額

千円

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5年間総額
県積算額	410,043	410,043	410,043	410,043	410,043	2,050,215
提案額	410,043	410,043	410,043	410,043	410,043	2,050,215
差額	0	0	0	0	0	0

- ・増収益は全額を維持費や修繕費などの自館公益事業に支出している（13年間で約1億4千万円）。
- ・こうした予見的措置は、施設の長寿命化に役立ち、緊急工事や大規模修繕による県費負担を軽減している。
- ・財団発足当初から長年にわたり、各出版社等からの信頼を勝ち得てきたことで、寄贈中心の資料収集を実現している。

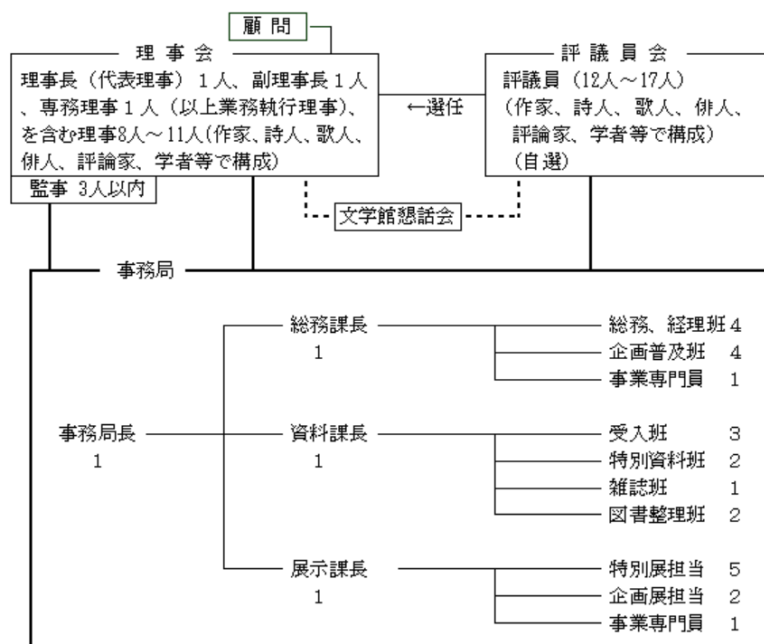
（団体の業務遂行能力について）

【人的な能力、執行体制】

- 法人としての専門性
 - ・文学者中心の理事会が方針を決定し、事務局がそれに従い事業を実施している。各ジャンルの文学者、有識者等による評議委員会が運営のチェックを行っている。
 - ・支援組織として約80人程度の文学者及び有識者による懇話会を有し、協力を得ている。
- 人員配置
 - ・事務局は、多様なスキルを持つ29名のスタッフで構成されている。
 - ・統括管理及び企画普及を行う総務課、図書館・資料館業務を行う資料課、学芸業務を行

う展示課がある。

- ・学芸員有資格者12名、司書有資格者12名（重複所有者4名）。
- ・組織図及び配置人数



*配置職員数は資料の寄贈状況、事業の実施状況等によって変動。

○委託業務の管理・指導体制

- ・契約書又は請書を受領後、総務課主導で管理する。
- ・担当課職員だけでなく、総務課執行担当者、総務課長が履行確認を行う。

○人材育成、労働環境確保等について

- ・部署間で異動を行い、広い視野を持つ人材の育成を目指す。各分野を経験後、適材適所の配置を行い、スペシャリストとして経験を積む。
- ・チーム作業により専門性を継承し、外部研修等には積極的に職員を派遣する。
- ・計画的な人員採用で世代間の平準化を図る。業務能力の維持と技術の継承のために再雇用者を活用する。
- ・計画的な業務配分やノー残業デーの導入等による労働時間短縮の取組を行っている。部分休業制度による育児休業からの復職後の負担軽減やハラスメント相談窓口の設置等の環境整備を行っている。

【コンプライアンス、社会貢献】

○コンプライアンスとための体制について

- ・公益財団法人として諸規定を整備し、制度に対応した役員及び評議員の体制を整備している。
- ・監査機関を設置して監査を実施しており、今後も適正な資産管理・運用に努める。
- ・事務局の責任者による定例会議を週1回実施している。会議における決定事項は各課職員に指示伝達し、速やかに事務に反映している。
- ・労働基準関係法令の職員教育等を実施し、業務の安全推進に努める。

○環境への配慮については、省資源・省エネルギーの推進及び温室効果ガスの発生抑制（人感センサー設置やLED照明への転換等）、廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進（グリーン購入、会議室利用者へのゴミ袋販売等）を実施している。

○障がい者等への配慮については、障がい者雇用を積極的に行っている県内の民間企業へ

の優先発注を行っている。また、展示館、閲覧室それぞれの入口に点字ブロックを配置する等の配慮を行っている。

○SDGs、社会貢献活動、CSRの考え方と実績

- ・SDGsについては、質の高い生涯学習機会の場として参加型イベント等による内容の充実を図るとともに、若年層向けのイベント等の実施により、世代に偏りなく文学と接する場を提供できるよう配慮する。
- ・CSRについては、県内における文学及び芸術普及活動の活性化と、文字・活字文化振興の一環である県子ども読書活動推進計画の効果的な実施であり、展覧会や講演会等の開催や地域の文学資料の収集等により社会的責任を果たしていく。
- ・地域の文化・芸術の活性化を図るため、周辺施設や企業と合同で「山手芸術祭」に参加、その他地域振興活動にも参加している。
- ・「子ども110番」制度への登録や、通学路周辺の見回りや、積雪時の通勤・通学路の除雪、災害時用に約100人分の飲食料の備蓄を行っている。
- ・他国からの視察団の受入等、文化芸術の分野で国際交流に貢献していく。

【事故・不祥事への対応、個人情報保護】

- ・過去3年間に重大な事故又は不祥事は発生していない。
- ・事故・不祥事発生時には速やかに情報共有をし、関係各所との連携を図る。
- ・危機管理マニュアルを整備し、初動の段階から迅速に対応できる体制を整えるとともに、利用者の安全を第一に行動する。
- ・個人情報保護については、個人情報保護法及び法人として制定した個人情報保護規定を遵守し、適正な処理を行っている。また、不慮の事故に備え保険に加入しており、今後も継続する。

【これまでの実績】

○第3期事業等の実績（年平均）

- | | | | |
|-----------|----------|------|-----------|
| ・展覧会入館者数 | 45,495人 | （第2期 | 39,899人） |
| ・利用料金収入 | 14,504千円 | （第2期 | 12,865千円） |
| ・事業収入 | 6,488千円 | （第2期 | 6,542千円） |
| ・資料収集（寄贈） | 12,981件 | （第2期 | 15,240件） |
| ・資料収集（購入） | 1,809件 | （第2期 | 2,080件） |

○維持管理の実績

- ・仕様書の水準に従い、良好に施設を管理し、管理業務を遂行した。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果						委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	F	
サービスの向上	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	5	4	5	5	5	5	5
	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 文学資料の保存環境、展示環境の維持管理についての考え方 施設及び設備の老朽化への計画的な対応についての考え方 	5	5	3	4	4	5	5	4
	資料の調査・収集・整理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集の方針等 既寄贈者、将来の新たな寄贈者への対応 資料の整理保存の方針等 								
	展示・閲覧等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> より多くの利用を図るために開かれた文学館として実施する事業の実施方針、内容等 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 障がい者への配慮（手話言語条例への対応など） 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 利用料金の設定、減免の考え方 	30	30	24	30	30	30	30	30
	通常時の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 								
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故・不祥事・災害等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 急病人等が生じた場合の対応 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 	5	4	3	4	5	5	5	4
	地域・教育と連携した魅力ある施設づくり、地元企業への業務委託等	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 教育機関や社会教育施設等との協力・提携の取組内容 	5	5	3	5	5	5	5	5
管理経費の節減	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設) 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額) ×25 注1：「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2：評価点は小数点以下切捨てとする。	25	25	25	25	25	25	25	25	

団体の業務遂行能力	執行体制及び委託業務のチェック体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 業務を執行するための法人としての専門性等の状況 	5	5	3	4	5	5	5	5
	人材育成、労働環境確保等	<ul style="list-style-type: none"> 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況 								
	財政状況	<ul style="list-style-type: none"> 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い 	5	4	4	4	5	5	5	4
	コンプライアンスのための体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） 								
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 								
	障がい者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用促進の考え方と実績、法定雇用率の達成状況等 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 手話言語条例への対応 	5	5	4	4	4	5	5	4
	社会貢献活動等への取組	<ul style="list-style-type: none"> 外国人等に対するコミュニケーションにおける支援 SDGs（持続可能な開発目標）への取組、社会貢献活動等、CSRの考え方と実績 								
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況 	5	5	4	4	5	5	5	5
	管理運営等の実績	<ul style="list-style-type: none"> これまでの管理運営等の実績の状況 県又は他の自治体における指定取消しの有無 	5	5	3	5	5	5	5	5
合 計		100								96

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。

(3) 評価講評

総合的に判断して、指定管理者候補として適切とした。

評価できる点としては、次のようなものがあった。

- 「文学」の新たな魅力を伝えるために工夫を凝らし、多くの成果を挙げている。
- 地域・教育と連携した施設づくり、地元企業への委託等に関し、サービスの向上が見込まれる。
- 施設の維持管理について、制約の多い中、適切かつ最善の取組がなされている。

懸念される内容としては、次のようなものがあった。

- 総じて、人的な執行能力や人材育成強化には時間や財政的なバックアップが必要になる。財政基盤の拡充の努力をするとともに、働き方改革にも対応する柔軟な運用ができるよう努めてほしい。
- 事故防止等については適切に行われているが、設備の点検も含めて今後も継続的な計画立案が必要である。
- 個別の事故対応も重要だが、感染症や災害対応など不測の事態での危機管理への備えも迫られていることを念頭に置いて全員の意識向上に取り組んでもらいたい。

7 議事概要（主要論点）

(1) 申請団体の評点

外部評価委員会としての評点は、各委員による仮採点結果に基づき、それぞれ6の(2)外部評価委員会の採点結果記載のとおり決定することで異議なし。

(2) 講評等

<サービスの向上>

(委員長)

- 「文学」の新たな魅力を伝えるために工夫を凝らし、多くの成果を挙げている。
- 貴重な資料の収集に中断なく取り組んでいる。
- 施設の維持管理について、制約の多い中、適切かつ最善の取組がなされている。
- 事故防止等については適切に行われているが、設備の点検も含めて今後も継続的な計画立案が必要である。

(委員)

- 公の施設としての公共性、平等性等を理解し施設の役割を活かした業務の実施が見込まれる。
- これまでの地道な努力を含め、デジタル化への対応や知見も集められており、更なる施設利用促進のための資料収集等に的確に対応できると考える。今後もデジタル化、外国語対応などでは、費用対効果も見極めつつ進めていってほしい。
- 幅広い年代に受け入れられる事業を計画するとともに、特に若年層への取組を継続して成果を上げており、今後さらに期待できる。
- デジタル化への取組は利用者の利用方法の変化にも表れており大変評価できる。研究者等の利用者に対し一層の利便性向上を図っていただきたい。
- 地域・教育と連携した施設づくり、地元企業への委託等に関し、サービスの向上が見込まれる。

<団体の業務遂行能力>

(委員長)

- 社会貢献活動等への取組については、充実した取組を進めているが、今後更なる展望が必要と考える。

(委員)

- 総じて、人的な執行能力や人材育成強化には時間や財政的なバックアップが必要になる。財政基盤の拡充の努力をするとともに、働き方改革にも対応する柔軟な運用ができるよう努めてほしい。
- 時間外労働も比較的少なく他の労働環境についても取り組む姿勢を評価する。
- 法律上必要となる労務管理関係の書類も問題なく整備していると判断した。
- 高齢者や、外国人へのサービス拡充は更に必要であり、より積極的なサービスを展開してほしい。
- 障がい者雇用は行っていないものの、障がい者雇用を促進している企業を業務委託先とするなど工夫はみられる姿勢を評価する。
- 個別の事故対応も重要だが、感染症や災害対応など不測の事態での危機管理への備えも迫られていることを念頭に置いて全員の意識向上に取り組んでもらいたい。
- 財政的な能力について、経常収益に占める指定管理料収入の割合が90%前後で、指定管理業務への依存度が高い。指定管理料収入以外の自主事業や会費収入等も含めて引き続き一層の努力を期待したい。